

亀山市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月6日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第8号

亀山市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の通勤手当に関する規則（平成17年亀山市規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第8条 条例第28条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>〔（1） 略〕</p> <p>（2）回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事</p>	<p>第8条 条例第28条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>〔（1） 略〕</p> <p>（2）回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事</p>

<p>する職員等にあつては、<u>1箇月当たりの平均通勤所要回数分</u>)の運賃等の額</p> <p>[ (3) 略]</p> <p>[2 略]</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)</p> <p>第9条 条例第28条第2項第2号(亀山市職員の育児休業等に関する条例(平成17年亀山市条例第32号)第17条又は第20条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規則で定める職員は、<u>1箇月当たりの平均通勤所要回数</u>が10回に満たない職員とする。</p> <p><u>2 条例第28条第2項第2号の規則で定める割合は、100分の50とする。</u></p>	<p>する職員等にあつては、<u>平均1箇月当たりの通勤所要回数分</u>)の運賃等の額</p> <p>[ (3) 略]</p> <p>[2 略]</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)</p> <p>第9条 条例第28条第2項第2号(亀山市職員の育児休業等に関する条例(平成17年亀山市条例第32号)第17条又は第20条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規則で定める職員は、<u>平均1箇月当たりの通勤所要回数</u>が10回に満たない職員とし、<u>同号の規則で定める割合は、100分の50とする。</u></p> <p>[項を加える。]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。